

答申第 178 号

平成 16 年 4 月 27 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 15 年 3 月 11 日付けで諮問された特定の植物の分布調査資料一部非公開の件（諮問第 247 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

特定の町における特定の植物の分布調査資料を一部非公開としたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の町における特定の植物の分布調査資料（以下「本件行政文書」という。）を神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、平成15年2月7日付けで一部非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、教育委員会が本件行政文書には、教育委員会が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、文化財保護行政を推進するに当たって支障を及ぼすおそれがあるものが記録されていることから、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第4号に該当するとして本件行政文書を一部非公開とした処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 実施機関は、特定の町の特定の地域（以下「特定の地域」という。）における特定の植物（以下「本件植物」という。）の分布地点（以下「本件非公開情報」という。）を公開することは神奈川県指定天然記念物（以下「天然記念物」という。）である特定の町における特定の蝶とその生息地の保護に影響を及ぼすおそれがある旨説明するが、特定の地域に生息する特定の蝶（以下「本件蝶」という。）は放蝶により雑血になっており、その学術的価値は著しく低下しているため、本件植物やその葉について本件蝶の卵・幼虫が採取されるおそれはほとんどない。

イ 特定の地域では、本件蝶を保護するため、地元保存団体、地元住民、ボランティア、神奈川県、特定の町、警察等が本件蝶の主要な生息地や本件植物の分布地点のパトロールを実施し、さらに、本件蝶の採取禁止の看板が設置されている。このような現実を無視して天然記念物の保護のために本件植物の分布地点を非公開とすることは、実施機関の単なる

思い込みであり、県税を使ってパトロール等を行っているという基本的な事実を否定することになる。

ウ 既に別の公開請求において、自然環境保全条例に基づく特定の地域における自然環境保全地域の地区指定図(以下「保全地域指定図」という。)が公開されているため、本件植物が分布する地区が明らかとなっていること及び不服申立人が提出した刊行物に本件植物の分布状況についての記載があることからしても本件非公開情報を全部公開すべきである。

エ その他

(ア) 前記アで述べたとおり、本件蝶は学術的価値が著しく低下しているため、実施機関は、本件蝶が天然記念物としてふさわしいかどうかについて、公平に幅広く意見を聴くべきである。

(イ) 本件蝶とその生息地は、天然記念物の指定を解除して、むしろ、生息地を明らかにした上で保護すべきである。本件蝶を保護するためには、採取禁止以外にも本件蝶の現況や放蝶の禁止について口頭やパンフレット等で広く周知する必要がある。

### 3 実施機関(教育庁教育部生涯学習文化財課)の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、天然記念物である本件蝶とその生息地を保護するために昭和62年3月23日から同月30日までの間に実施した本件植物の分布調査に関する資料であり、次の文書により構成される。

ア 本件植物の分布調査

イ 図1.特定の地域等における本件植物の分布

ウ 調査地点の環境と本件植物の分布

#### (2) 条例第5条第4号該当性について

ア 神奈川県内の特定の蝶は、1960年代後半から自然環境の悪化や人間による採集圧を原因として衰退したため、教育委員会は昭和57年12月に本件蝶とその生息地を神奈川県文化財保護条例(以下「文化財保護条例」という。)に基づき天然記念物に指定し、保護している。したがって、本

件蝶の繁殖と分布の拡大のための適切な措置を講じることが急務である。

また、特定の蝶は、昭和 60 年に発行された生命の星・地球博物館の神奈川県レッドデータ生物調査報告書において絶滅危惧種として位置付けられている。

イ 本件蝶は、その食草である本件植物に卵を産みつけ、その卵や幼虫は本件植物に生活を依存するため、本件蝶の盛衰は本件植物の盛衰に強く左右される。また、本件植物の分布拡散能力は非常に低い。

このため、本件植物もまた、本件蝶の生息地として、文化財保護条例により保護の対象とされている。

ウ 本件非公開情報は、本件植物の分布地点が特定又は推定される情報であるため、本件非公開情報が公開された場合、本件植物の分布地点を示す案内図と同様の役割を果たすことになる。その場合、現状においても本件植物やその葉について本件蝶の卵等が採取されている状況からすると、より一層、卵や幼虫のついた本件植物が個体飼育を目的として採取されたり、園芸品として観賞用に採取されるおそれが高まる。

エ 不服申立人は、保全地域指定図が既に公開されていることから本件非公開情報を公開すべきである旨主張するが、本件非公開情報が本件植物の具体的な分布地点を示していることに比べ、保全地域指定図は本件蝶や本件植物等が生息又は生息する可能性の高い範囲を記載しているにすぎない。また、自然環境保全条例を所管している神奈川県環境農政部（以下「環境農政部」という。）においても、本件植物の分布地点が特定又は推定される情報については公開されていない。

オ 実施機関は、環境農政部、特定の町教育委員会、地元保存団体等と協力しながら、本件蝶及び本件植物の採取を防ぐためにパトロール等の保護活動を実施しているが、本件非公開情報が公開されるとパトロールすべき範囲が拡大し、今後のパトロール等による保護活動に著しい支障を及ぼす。

カ 以上のことから、本件非公開情報を公開することは、天然記念物である本件蝶とその生息地の保護に影響を及ぼすおそれがあり、文化財保護行政を推進するに当たって支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 5 条

第4号に該当する。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

##### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、天然記念物である本件蝶とその生息地を保護するために昭和62年3月23日から同月30日までの間に実施した本件植物の分布調査に関する資料であり、次の文書により構成される。

ア 本件植物の分布調査

イ 図1.特定の地域等における本件植物の分布

ウ 調査地点の環境と本件植物の分布

##### (3) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関又は独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

本件蝶及び本件植物は、文化財保護条例に基づき本件蝶とその生息地として天然記念物に指定され、保護の対象とされていることが認められる。

また、当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件非公開

情報は、いずれも本件植物の分布の位置や付近の状況等が具体的に記録されている情報であることが認められる。

ウ 実施機関は、本件非公開情報が公開された場合、天然記念物である本件植物やその葉について本件蝶の卵・幼虫が採取されるおそれが生じ、また、今後のパトロール等による保護活動に著しい支障を及ぼす旨説明している。

これに対し、不服申立人は、本件蝶は放蝶により雑血になっており、その学術的価値は著しく低下していること、特定の地域では本件蝶を保護するために本件蝶の主要な生息地や本件植物の分布地点等のパトロールを実施していること、本件蝶の採取禁止の看板が設置されていることなどから、本件非公開情報が公開されたとしても本件植物やその葉について本件蝶の卵・幼虫が採取されるおそれはほとんどない旨主張している。

しかし、これらの分布地点全域を常時パトロールすることは事実上不可能であると考えられ、本件非公開情報が公開されると、今後のパトロール等による保護活動に著しい支障があると認められる。

神奈川県内における特定の蝶の衰退の原因が、自然環境の悪化や人間による採集圧であり、現状においても本件植物やその葉について本件蝶の卵等が採取されている旨実施機関が説明していることからすると、雑血により本件蝶の学術的価値が著しく低下していることや採取禁止の看板が設置されていることをもって、本件植物やその葉について本件蝶の卵・幼虫が採取されるおそれがないとの不服申立人の主張を認めることは困難である。したがって、本件非公開情報を公開した場合に本件蝶とその生息地の保護に影響を及ぼすおそれがある旨の実施機関の説明は首肯できる。

エ 不服申立人は、既に別の公開請求において、保全地域指定図が公開されていること及び不服申立人が提出した刊行物に本件植物の分布状況についての記載があることから、本件非公開情報を全部公開すべきである旨主張している。

当審査会が調査したところ、特定の地域における自然環境保全地域は、

自然環境保全条例、同施行規則等に基づき指定されており、当該地域内において、本件蝶や本件植物等が生息する場所又は生息する可能性の高い場所のうち地権者の同意が得られた場所は特別地区に指定され、この特別地区内においては、本件蝶や本件植物等の野生動植物の採取等が禁止されていることが認められる。

また、当審査会において保全地域指定図を見分したところ、本件非公開情報が本件植物の具体的な分布地点を示す情報であるのに対して、保全地域指定図に記載されている情報は、特別地区の範囲が記載されているにすぎないこと及び不服申立人から提出された刊行物に記載された本件植物の分布状況に関する情報についても、本件非公開情報とは必ずしも一致するものでないことが認められた。

したがって、保全地域指定図及び不服申立人から提出された刊行物が公開されていることをもって、本件非公開情報が既に公になっているとまでは認められない。

オ 以上のことからすると、本件非公開情報を公開することは、天然記念物である本件蝶とその生息地の保護に影響を及ぼし、実施機関の文化財保護に係る事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当すると判断する。

#### (4) その他

ア 不服申立人は、本件蝶が放蝶により雑血になっており、学術的価値が著しく低下している旨主張しているが、当審査会は、雑血により学術的価値が著しく低下しているかどうかについては、判断する立場にない。

イ 当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)エの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 15 年 3 月 11 日	諮問
3 月 24 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
4 月 25 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
5 月 6 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 16 年 1 月 20 日 ( 第 30 回部会 )	審議
2 月 5 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
2 月 17 日 ( 第 31 回部会 )	審議
3 月 18 日 ( 第 32 回部会 )	審議



神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部 会 員
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
田中 隆三	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	部 会 員
千葉 準一	東京都立大学教授	会長職務代理者
堀部 政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成 16 年 4 月 27 日現在）（五十音順）